

2019年9月17日

## 団体登録料の改定について

清瀬市テニス協会  
会長 宮下恒郎

平素より、清瀬市テニス協会の事業運営にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます

以下の理由から団体登録料について、改定する方針と致します。

今後とも、清瀬市テニス協会の事業運営にご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

### 記

#### 1 改定理由

- ・清瀬市で開催されるテニス大会において、当日の大会を運営する担当理事の手当（昼食代、お茶代、交通費）
  - ・ 1人あたり、2,000円/大会毎を支給
- ・協会の事業運営に伴う経費負担の大きい役員（会長、事務局長、会計担当）に対するの手当（連絡費、交通費、資料印刷費等の必要経費）
  - ・ 1人あたり、10,000円/年間を支給

#### 2 団体登録料の改定

各団体の会員1人あたり、200円とします。

このため、団体登録料=200円/1人×登録人数、となります。

#### 3 実施時期（適用開始時期）

2020年春（2020年1月）